川崎市ＳＤＧｓ登録・認証制度「かわさきＳＤＧｓパートナー」実施要綱

（令和３年３月１日
２川総企第３３０号）

（目的）

第１条　この要綱は、川崎市ＳＤＧｓ登録・認証制度「かわさきＳＤＧｓパートナー」（以下「ＳＤＧｓパートナー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第２条　ＳＤＧｓパートナー制度を通じて、ＳＤＧｓ達成に向けた事業者の取組を評価し、支援を実施することで、更なる取組の推進及び取組の裾野の拡大を図り、もって市内におけるＳＤＧｓの取組の活性化につなげる。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業者　市内において事業活動を行う企業、法人、ＮＰＯ団体、市民団体、教育・研究機関等をいう。

(2)　ＳＤＧｓ　２０１５年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

（制度内容）

第４条　ＳＤＧｓパートナー制度は、「登録（ＳＤＧｓの達成に向けて取り組むことを宣言することをいう。以下同じ。）」及び「認証（ＳＤＧｓへの取組を自己評価して今後に向けた目標設定をすることをいう。以下同じ。）」の２段階とする。

２　ＳＤＧｓパートナー制度への登録事業者を「かわさきＳＤＧｓパートナー」（以下「登録事業者」という。）と、認証事業者を「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」（以下「認証事業者」という。）と呼称する。

（申請事業者の要件）

第５条　制度の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　市内において事業活動を行う事業者であること。

(2)　法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。

(3)　川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、同条第３号に規定する暴力団員等、若しくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(4)　神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項に規定する行為をしている者でないこと。

(5)　その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録又は認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

（登録の申請）

第６条　登録の申請は、次に掲げる様式等を事業者が市長に提出することにより行うものとする。ただし、かわさきＳＤＧｓポータルサイト上での登録の申請が行われた場合は、当該行為について、次に掲げる様式等の提出があったものとみなす。

(1)　「かわさきＳＤＧｓパートナー」登録申請書（第１号様式）
(2)　その他市長が必要と認める書類
（認証の申請）
第７条　認証の申請は、次に掲げる様式等を事業者が市長に提出することにより行うものとする。ただし、かわさきＳＤＧｓポータルサイト上での認証の申請が行われた場合は、当該行為について、次に掲げる様式等の提出があったものとみなす。
(1)　「かわさきＳＤＧｓパートナー」登録申請書（第１号様式）
(2)　「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（自己チェックシート）（第２号様式）
(3)　「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（目標設定シート）（第３号様式）
(4)　その他市長が必要と認める書類
（登録基準）
第８条　登録は、提出された「かわさきＳＤＧｓパートナー」登録申請書に基づき、ＳＤＧｓの達成に向けて取り組む意思を市長が確認することにより行うものとする。
（認証基準）
第９条　認証は、提出された「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（自己チェックシート）及び「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（目標設定シート）に基づき、次に掲げる要件の全てを満たすことにより市長が行うものとする。
(1)　環境、社会、ガバナンス及び地域の４つの分野で取組を評価し、各分野において１つ以上の取組があること。
(2)　全体として一定の水準（総得点の３割以上）を満たしていること。
(3)　２０３０年に向けて具体的な取組の目標を定めていること。
２　市長は、第７条に基づく申請があった場合において、その申請内容が前項に規定する要件の全てを満たさないときは、第６条に基づく申請があったものとして取り扱うものとする。
（登録又は認証の通知）
第１０条　市長は、登録又は認証の可否を決定したときは、申請事業者に対し、その結果を通知するものとする。
２　市長は、登録を決定した事業者に対し、「かわさきＳＤＧｓパートナー」登録証（第４号様式）を交付するものとする。
３　市長は、認証を決定した事業者に対し、「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証書（第５号様式）を交付するものとする。
（認証の有効期間及び更新）
第１１条　認証の有効期間は、認証をした日から起算して３年間とし、有効期間を超えた日から１年以内に更新の申請を行わなければならない。
２　第７条、第９条及び前条第１項の規定は、認証の更新について準用する。ただし、認証事業者が「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証更新申請書（第６号様式）を市長に提出することにより、第７条第１号に掲げる「かわさきＳＤＧｓパートナー」登録申請書（第１号様式）、同条第２号に掲げる「かわさきＳＤＧｓ

ゴールドパートナー」認証申請書（自己チェックシート）（第２号様式）及び同条第３号に掲げる「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（目標設定シート）（第３号様式）の提出があったものとみなす。この場合、第９条第１項に規定する「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（自己チェックシート）及び「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証申請書（目標設定シート）については、「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証更新申請書（第６号様式）と読み替え、前条第１項に規定する「登録又は認証の可否を決定したとき」は「認証の更新を決定したとき」と読み替える。なお、かわさきＳＤＧｓポータルサイト上での更新の申請が行われた場合は、当該行為について、第６号様式の提出があったものとみなす。

３　登録事業者が、認証の申請をすることは妨げない。

４　認証事業者は、有効期間中であっても更新の申請を行えるものとし、更新後の有効期間は、認証の更新を決定した日から起算して３年間とする。

５　有効期間を超えた認証事業者は、第１項に規定する更新若しくは第９条第１項に規定する認証の可否が決定するまでの間又は認証の有効期間を超えてから１年以上経過した場合は、登録事業者とみなす。

（登録又は認証の変更）

第１２条　事業者は、登録又は認証の期間内に申請内容に変更があった場合は、「かわさきＳＤＧｓパートナー」変更届出書（第７号様式）により市長に届け出なければならない。

なお、かわさきＳＤＧｓポータルサイト上での変更の申請が行われた場合は、当該行為について、第７号様式の提出があったものとみなす。

（登録又は認証の辞退）

第１３条　事業者は、第５条に規定する要件を満たさなくなったとき又は登録若しくは認証を継続する意思がないときは、「かわさきＳＤＧｓパートナー」辞退届出書（第８号様式）により市長に届け出なければならない。

（登録又は認証の取消し）

第１４条　市長は、登録事業者若しくは認証事業者が第５条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は登録事業者若しくは認証事業者として適当でないと認めるときは、登録又は認証を取り消すことができる。

（一覧表の公表）

第１５条　市長は、登録事業者及び認証事業者の一覧表として、かわさきＳＤＧｓパートナー・ゴールドパートナー　登録・認証事業者一覧（第９号様式）をインターネットの本市のホームページへの登載その他の方法により、公表するものとする。

２　市長は、第８条、第９条及び第１１条から前条にかかる登録・認証事業者一覧表の変更があった場合は、速やかに登録・認証事業者一覧（第９号様式）の更新を行い、変更があった月の翌月末までに公表するものとする。

（登録事業者及び認証事業者への支援）

第１６条　登録事業者は、登録期間中に「かわさきＳＤＧｓパートナー」の呼称及び市長が定めるロゴマークを使用することができる。

２　認証事業者は、認証期間中に「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」の呼称及び市長が定めるロゴマークを使用することができる。

３　事業者が前２項に規定するロゴマークを使用する場合は、市長が別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。

４　登録事業者及び認証事業者は、登録又は認証の期間中に別に定める「かわさきＳＤＧｓプラットフォーム」に参加することができる。

５　市長は、登録事業者及び認証事業者に対し、必要と認める支援を行うものとする。

（調査）

第１７条　市長は、申請事業者が第５条の要件を満たすことを確認するため、必要に応じて申請事業者に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

２　市長は、取組状況等の把握及び確認をするため、必要に応じて登録事業者及び認証事業者に聴き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年５月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年６月２５日から施行する。

（経過措置）

２　過去に認証を受けた事業者で、令和６年６月２５日以前に有効期間を超え、かつ認証の更新が決定していない認証事業者については、登録事業者とみなす。

３　過去に登録を受けた事業者で、令和６年６月２５日以前に有効期間を超えた登録事業者については、登録事業者とみなす。

（第1号様式）

提出日：　　年　月　日

「かわさきSDGsパートナー」登録申請書

宣言：私たちはSDGsの達成に向けて取り組みます。

【申請区分】

○ パートナー登録（新規）　◉ ゴールドパートナー認証（新規）　○ 登録から認証への更新

★第2号様式・第3号様式に必要事項を入力してください。

1. 概要

【注意】「認証」申請いただいた場合でも、「認証」の要件を満たさないときは、「登録」申請があったものとして取り扱います。

（ふりがな） 企業・団体名		
形態（プルダウンから選択）		その他：
業種（プルダウンから選択）		
所在地		
（ふりがな） 代表者役職・氏名		
担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		
ホームページURL		

★第1号様式「1.概要」欄に、未記載の欄があります。

2. SDGsへの貢献に向けたトップのコミットメント又は組織としての方針

★第1号様式「2.方針」欄が未記載です。

3. SDGsへの貢献に向けて現在行っていること（もしくは今後行いたいこと。）。

★第1号様式「3.取組」欄が未記載です。

4. 登録後の活動イメージや期待（あてはまるものを全てチェックしてください。）

- ☐ 登録団体間の交流会に参加したい。
- ☐ SDGs関連のイベント・セミナーに参加したい。
- ☐ 登録団体間のマッチング支援を受けたい。　　希望業種：（　　）
- ☐ その他（　　）

5. その他（下記内容にチェックしてください）

★第1号様式「5.その他」のチェックボックスにチェックされていないものがあ

- ☐ 本制度における登録・認証の手続については川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」実施要綱（以下、「要綱」という。）の定めに従います。
  - ・要綱（川崎市ホームページ）https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/170/0000126785.html
- ☐ 申請書の記載内容に相違がなく、市ホームページ上で、企業・団体の名称等（上記1の太枠内及び2～4の記載内容）が公開されることに同意します。
- ☐ 法令等を遵守した活動を行っています。
- ☐ 要綱第5条第2号に規定する税の滞納はありません。
- ☐ 要綱第5条第3号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。また、同条第4号に規定する行為をしていません。
- ☐ 川崎市内で活動しています。
- ☐ 登録証・認証書は登録・認証したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しないことに同意します。
- ☐ 暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

☐ 登録証・認証書の送付について、所在地以外を希望する

登録証・認証書送付先

（第2号様式）

「かわさきSDGsゴールドパートナー」認証申請書（自己チェックシート）

提出日　　年　月　日
企業名・団体名
担当者氏名
担当者連絡先

はじめに、川崎市の以下の制度のうち、既に登録認証を受けているものがありましたら□にチェックを入れてください（複数選択可）。
（チェックしたものについては、登録認証を受けた年を御記入ください。）

		登録・認証・認定等を受けた年
□	「かわさき☆えるぼし」認証制度	年
□	川崎ものづくりブランド／かわさき基準（KIS）認証制度	年
□	低CO2川崎ブランド／川崎CNブランド／川崎メカニズム認証制度	年
□	環境行動事業所認定制度	年
□	かわさきエコドライブ宣言登録制度	年
□	川崎市エコショップ制度／リユース・リサイクルショップ制度	年
□	川崎市「食品ロス削減協力店」制度	年
□	川崎市「事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介」制度	年
□	環境教育等の体験の機会の場の認定制度	年
□	「かわさきパラムーブメント実践店」登録店制度	年
□	川崎市防災協力事業所登録制度	年
□	川崎市消防団協力（応援）事業所制度	年
□	川崎市資源集団回収事業制度	年
□	川崎市地域見守りネットワーク事業	年
□	かわさきスポーツアンバサダー認証制度	年

次頁より、自己チェックシートが始まります。SDGsへの貢献に向けて、現在取り組まれていることを全てチェックしてください（複数選択）。

【お問い合わせ窓口・提出先】

記載方法に関するお問合せは、以下の窓口までお願いいたします。
川崎市総務企画局都市政策部SDGs・国際連携推進担当
電話番号：044-200-2366
メールアドレス：17sdgs@city.kawasaki.jp

SDGsへの貢献に向けた具体的な取組　自己チェックシート

ID	分類	項目	取組の具体例		3号用項目（項目）	3号用項目（指標例）	選択番号	関連するSDGsの目標・ターゲット	
			＊記載してある取組にチェック☑してください（あてはまるものすべて）。 一度チェックを外すと、上記の関連制度をチェックしても、自動で反映されない場合がありますので、取組の具体例欄のセルが青く表示された場合は、必要に応じて再度手動でチェックをお願いします。						
KS-S-1	労働安全衛生・健康経営	●職場・組織における安全・衛生管理に取り組んでいる。	□	・活動中の事故等を防ぐための職場・組織の安全対策ルールがある。	●職場・組織における安全・衛生管理に取り組んでいる。	安全対策ルールの認知度、労働災害発生件数・労働災害度数率等		8.8	
			□	・安全衛生優良企業公表制度認定（厚生労働省）を取得している。	●職場・組織における安全・衛生管理に取り組んでいる。	認定取得の維持、労働災害発生件数・労働災害度数率等		3.4、8.5、8.8	
			□	・ISO45001・OHSAS18001など、労働安全衛生に関する認証を取得している。	●職場・組織における安全・衛生管理に取り組んでいる。	認証取得の維持、労働災害発生件数・労働災害度数率等		3.4、8.5、8.8	
		●健康経営に取り組んでいる。	□	・長時間労働を抑制する取組がある。	●健康経営に取り組んでいる。	時間外労働時間の削減率等		3.4、8.5	
			□	・従業員・構成員の健康促進のための活動(福利厚生でのジム利用助成など)を実施している。	●健康経営に取り組んでいる。	社員の健康促進のための活動や、整備した制度の数等		3.4、3.8	
			□	・従業員・構成員向けにメンタルヘルスの意識啓発、研修を実施している。	●健康経営に取り組んでいる。			3.4、3.8	
			□	・カウンセラーなどへの相談体制を整備している。	●健康経営に取り組んでいる。	メンタルヘルス不調者の発生率・不調後の復帰率等		3.4、3.8	
KS-S-2	多様な人材の活躍	●多様な人材（外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等）の活躍支援に関する取組がある。	□	・外国語対応や、障がい者、高齢者向けバリアフリー設備の設置など、職場・組織環境を整備している。	●多様な人材（外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等）の活躍支援に関する取組がある。	障がい者雇用率、バリアフリー設備の設置数等		8.8、10.2	
			□	・多様な人材の人材育成や教育制度の充実を図っている。	●多様な人材（外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等）の活躍支援に関する取組がある。	外国人等、特定の対象者向けのスキルアップ研修等の受講者数・受講率等		4.4、4.5、10.3	
			□	・性的マイノリティに関する従業員・構成員向け啓発や施設整備、制度構築（福利厚生での配慮等）を実施している。	●多様な人材（外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等）の活躍支援に関する取組がある。	性的マイノリティに関する啓発活動の実施回数や整備した制度の数等		10.3、16.3	
		●ハラスメントを防止するための取組を進めている。	□	・セクハラ、マタハラ、パワハラなどを防止するためのルール・制度構築、教育の実施、相談体制が整備されている。	●ハラスメントを防止するための取組を進めている。	セクハラ・パワハラ研修等の受講者数・受講率等		5.1、5.2、8.8、10.2、10.3、16.1	
KS-S-3	女性の活躍促進	●女性の活躍を推進するための取組がある。	□	・女性の活躍推進に向けた方針の策定や周知、従業員・構成員に対する固定的性別役割分担の解消やワーク・ライフ・バランス等の意識啓発等（意見交換や社内外・団体内外の研修への参加促進等）を行う等、女性の活躍推進に向けた意識・風土を醸成している。	●女性の活躍を推進するための取組がある。	女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進等に向けた社内プロジェクトの開催数や参加者数、取組の浸透度等		4.5、5.4、5.5、8.5	
			□	・社内外・団体内外の研修、教育機会への参加促進や、メンター制度の実施、ロールモデルとなる人材の育成など、女性のキャリア形成を支援するための取組がある。	●女性の活躍を推進するための取組がある。	女性のキャリア形成研修の受講者数・受講率、キャリア意識の向上に向けた取組の実施回数等		4.5、5.4、5.5	
			□	・直近の3年間で、管理職・役職に占める女性の割合が増加した、女性が少なかった職場に女性を配置した、女性の正規雇用化が進んだ、女性が働きやすい・活動しやすい環境の整備を進めているなど、女性活躍推進のための具体的な取組を行っている。	●女性の活躍を推進するための取組がある。	女性管理職比率、女性の正規雇用転換数、女性が少なかった部署への配置転換数など		5.1、5.5、10.3	

ID	分類	項目	取組の具体例		3号用項目（項目）	3号用項目（指標例）	選択番号	関連するSDGsの目標・ターゲット	
			＊記載してある取組にチェック☑してください（あてはまるものすべて）。 一度チェックを外すと、上記の関連制度をチェックしても、自動で反映されない場合がありますので、取組の具体例欄のセルが青く表示された場合は、必要に応じて再度手動でチェックをお願いします。						
KS-S-4	多様な働き方の促進	●多様な働き方を促進するための取組がある。	□	・リモートワークやフレックスタイムを導入し、柔軟な勤務形態（場所・時間）を認めている。	●多様な働き方を促進するための取組がある。	リモートワークやフレックスタイム等の利用人数等		5.4、8.2	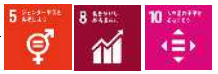
			□	・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金に基づく対応を行っている。	●多様な働き方を促進するための取組がある。	男女別等の平均時給等		8.5、10.4	
			□	・副業・兼業を認めている。	●多様な働き方を促進するための取組がある。	社員の職務遂行能力・働きがいの向上率など		8.2、8.5	
			□	・法定を上回る育児休業・介護休業制度を整備、「くるみん認定」などを取得している。	●多様な働き方を促進するための取組がある。	育児休業・介護休業制度の取得率等		5.4、8.8	
KS-S-5	従業員・構成員の人材育成・能力強化	●従業員・構成員に能力開発、教育訓練の機会や人材育成のための仕組みを提供している。	□	・従業員・構成員の自己研鑽のための研修機会を提供している、または研修費用を一部／全部負担している。	●従業員・構成員に能力開発、教育訓練の機会や人材育成のための仕組みを提供している。	自己研鑽のための研修の受講者数・受講率等		4.4、4.5、8.5	
			□	・若手や中途採用の従業員・構成員向けにメンター制度を整備している。	●従業員・構成員に能力開発、教育訓練の機会や人材育成のための仕組みを提供している。	入社後3年以内の離職率等		4.4、8.5、8.6	
KS-S-6	取引先・関係団体への配慮	●取引先（調達先、下請け、代理店等）・関係団体の事業活動や環境・社会への取組を理解し、サプライチェーン全体で（関係する団体も含めて）社会的責任を果たすために取り組んでいる。	□	・取引先・関係団体の環境保全、労働環境の改善、人権侵害の防止（紛争鉱物への対応）など、倫理面での適切な対応を行っている。	●取引先（調達先、下請け、代理店等）・関係団体の事業活動や環境・社会への取組を理解し、サプライチェーン全体で（関係する団体も含めて）社会的責任を果たすために取り組んでいる。	環境・社会への取組について、取引先に対して周知した数等		9.3、12.3	
			□	・取引先・関係団体の環境・社会への取組支援のための指導・助言を行っている。	●取引先（調達先、下請け、代理店等）・関係団体の事業活動や環境・社会への取組を理解し、サプライチェーン全体で（関係する団体も含めて）社会的責任を果たすために取り組んでいる。	環境・社会への取組について、取引先に対して指導・助言を行った回数等		9.3、12.3、12.4	
			□	・取引先・関係団体全体で環境・社会への取組を促進するために、取引先・関係団体の意見を聞く場を設けている。	●取引先（調達先、下請け、代理店等）・関係団体の事業活動や環境・社会への取組を理解し、サプライチェーン全体で（関係する団体も含めて）社会的責任を果たすために取り組んでいる。	意見交換の場への取引先の参加社数等		9.3、12.3、12.4	
KS-S-7	顧客・サービス受益者に対する配慮	●顧客・サービス受益者からの要望を聞き入れ・改善するための体制を整備している。	□	・顧客・サービス受益者に対応する窓口を設置している。	●顧客・サービス受益者からの要望を聞き入れ・改善するための体制を整備している。	顧客からの要望等をもとに行った改善事例件数等		12、17.17	
			□	・顧客・サービス受益者に満足度調査を実施している。	●顧客・サービス受益者からの要望を聞き入れ・改善するための体制を整備している。	顧客満足度の向上率等		12、17.17	
		●品質管理に関する取組を行っている	□	・ISO9001など、品質マネジメントに関する認証を取得している。	●品質管理に関する取組を行っている	製品不具合やクレーム等の発生件数等		8.4、12.4	
			□	・もしくは継続的に改善するための品質マネジメント体制を構築している。	●品質管理に関する取組を行っている	製品不具合やクレーム等の発生件数等		8.4、12.4	
KS-S-8	製品・サービスを通じた社会課題の解決	●製品・サービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献している。	□	・高齢者、障がい者、外国人、その他社会的弱者が使いやすいよう配慮した製品・サービスを提供している。	●製品・サービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献している。	社会課題の解決に資する製品・サービスの提供数等		1、2、3、4、5、9、10、11、12、16、17	
			□	・福祉・介護、育児、貧困・差別など社会課題の解決を目的とした製品・サービスを提供している。	●製品・サービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献している。	社会課題の解決に資する製品・サービスの提供数等		1、2、3、4、5、9、10、11、12、16、17	
			□	・フェアトレード商品を取り扱うなど、国際貢献につながる製品・サービスを提供している。	●製品・サービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献している。	社会課題の解決に資する製品・サービスの提供数等		1、2、3、4、5、9、10、11、12、16、17	

★社会分野（KS-S-1 ～ KS-S-8）にチェックがありません。ゴールドパートナー認定の場合、４分野すべてにチェックが必要となります。

ID	分類	項目	取組の具体例		3号項目（項目）	3号用項目（指標例）	選択番号	関連するSDGsの目標・ターゲット	
			＊記載してある取組にチェック☑してください（あてはまるものすべて）。 一度チェックを外すと、上記の関連制度をチェックしても、自動で反映されない場合がありますので、取組の具体例欄のセルが青く表示された場合は、必要に応じて再度手動でチェックをお願いします。						
KS-E-1	環境マネジメント・コミュニケーション	●自社・自団体の事業・活動に伴う環境負荷を低減するためのマネジメント体制を構築している。	□	・「ISO14001」、「エコアクション21」、「KES（環境マネジメントスタンダード）」など、環境マネジメントシステムに関する認証を取得している。	●自社・自団体の事業・活動に伴う環境負荷を低減するためのマネジメント体制を構築している。	環境マネジメント体制を構築している事業所の割合（全社に占める売上高、事業所数等の比率）等		1.5、3.9、6.3、7.2、7.3、8.4、11.6、12.2、12.4、12.5、12.6、13.3、14.1、14.3、15.1、15.2	
			□	・上記の認証は取得していないが、継続的に環境面の活動を改善するための環境マネジメント体制を構築している。	●自社・自団体の事業・活動に伴う環境負荷を低減するためのマネジメント体制を構築している。	環境マネジメント体制を構築している事業所の割合（全社に占める売上高、事業所数等の比率）等		1.5、3.9、6.3、7.2、7.3、8.4、11.6、12.2、12.4、12.5、12.6、13.3、14.1、14.3、15.1、15.2	
		●自社・自団体の環境への取組を開示している。	□	・ホームページ、環境報告書、CSR報告書などで自社・自団体の取組を公開している。	●自社・自団体の環境への取組を開示している。	環境への取組の開示にあたり、更新した情報数、更新頻度等		12.6	
KS-E-2	気候変動への取組	●自社・自団体の事業・活動において、省エネに取り組んでいる。	□	・省エネ型設備への更新や燃料転換などを実施している。	●自社・自団体の事業・活動において、省エネに取り組んでいる。	省エネ活動の実施件数、エネルギー使用原単位の削減率等		7.3、8.4、9.4、13.3	
			□	・低公害車・EV・燃料電池車等を導入している。	●自社・自団体の事業・活動において、省エネに取り組んでいる。	EV等の導入件数、燃費削減率等		7.3、8.4、9.4、13.3	
			□	・省エネ運動・節電活動を実施している。	●自社・自団体の事業・活動において、省エネに取り組んでいる。	省エネ運動の実施件数、電力使用原単位の削減率、社員の省エネ意識の向上率等		7.3、8.4、13.3	
		●自社・自団体の事業・活動において、再生可能エネルギーの利用を進めている。	□	・太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等を導入（自家消費）している。	●自社・自団体の事業・活動において、再生可能エネルギーの利用を進めている。	再生可能エネルギーの導入量等		7.2、9.4、13.3	
			□	・再生可能エネルギーによる電力や証書（グリーン電力証書、J-クレジット、非化石証書等）を購入している。	●自社・自団体の事業・活動において、再生可能エネルギーの利用を進めている。	再生可能エネルギーの購入量等		7.2、13.3	
KS-E-3	水の効率的な利用・管理	●自社・自団体の事業・活動において、水の効率的な利用・管理を行っている	□	・雨水・中水の再利用や節水を促進している。	●自社・自団体の事業・活動において、水の効率的な利用・管理を行っている	節水活動等の実施件数、水使用原単位の削減率等		6.1、6.4	
			□	・事業所からの排水・汚水による水質汚濁防止に向け、法定を上回る取組がある。	●自社・自団体の事業・活動において、水の効率的な利用・管理を行っている	法定を上回る水質汚濁防止対策の実施件数等		6.3	
KS-E-4	廃棄物・有害化学物質の管理・３Rの推進	●自社・自団体の事業・活動において、廃棄物・有害化学物質を適切に管理している。	□	・リデュース、リユース、リサイクルの推進を行っている。	●自社・自団体の事業・活動において、廃棄物・有害化学物質を適切に管理している。	廃棄物のリサイクル率等		11.6、12.3、12.4、12.5	
			□	・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に努めている。	●自社・自団体の事業・活動において、廃棄物・有害化学物質を適切に管理している。	化学物質の適切な管理のための対策の実施件数等		3.9、12.4	
KS-E-5	天然資源・生物多様性への配慮	●自社・自団体の事業・活動において、天然資源や生物多様性へ配慮している。	□	・天然資源の持続的利用に配慮した調達を行っている（例：違法伐採などがない認証ラベルの付いた木材・木材製品を調達している。）。	●自社・自団体の事業・活動において、天然資源や生物多様性へ配慮している。	天然資源に配慮した製品の調達率等		12.2、14.2、15	
			□	・生物の生息地・希少種の保全・在来種に配慮した植林・植樹活動や、里山保全活動への参加などを行っている。	●自社・自団体の事業・活動において、天然資源や生物多様性へ配慮している。	植林・植樹や里山保全活動への参加数、関わった社員の数等		15.1、15.2、15.3、15.4、15.5、15.8	
KS-E-6	製品・サービスを通じた環境問題の解決	●製品・サービスの提供を通じて、環境問題の改善に貢献している。	□	・省エネルギー、再生可能エネルギー促進、廃棄物削減、リサイクル、生物多様性保全、海洋プラスチック汚染防止など、大気、水質、土壌の汚染防止や浄化につながる技術・製品を提供している。	●製品・サービスの提供を通じて、環境問題の改善に貢献している。	製品ライフサイクルを通じたCO2排出量等（例：製品使用時のCO2排出量の削減率等）		6、7、9.4、11.5、11.6、12.4、12.5、13、14、15	

★環境分野（KS-E-1 ～ KS-E-6）にチェックがありません。ゴールドパートナー認定の場合、４分野すべてにチェックが必要となります

ID	分類	項目	取組の具体例		3号項目（項目）	3号用項目（指標例）	選択番号	関連するSDGsの目標・ターゲット	
			＊記載してある取組にチェック☑してください（あてはまるものすべて）。 一度チェックを外すと、上記の関連制度をチェックしても、自動で反映されない場合がありますので、取組の具体例欄のセルが青く表示された場合は、必要に応じて再度手動でチェックをお願いします。						
KS-G-1	公正な経済取引	●公正な経済取引を行っている。	□	・汚職・贈収賄を禁止する方針を掲げ、従業員・構成員に教育している。	●公正な経済取引を行っている。	教育研修の受講者数・受講率、法令違反件数等		16.4、16.5	
			□	・不正競争行為に関与しない方針を掲げ、従業員・構成員に教育している。	●公正な経済取引を行っている。	教育研修の受講者数・受講率、法令違反件数等		16.4、16.5	
			□	・知的財産を保護するよう、適切な取組を進めている。	●公正な経済取引を行っている。	教育研修の受講者数・受講率、法令違反件数等		16.4、16.5	
KS-G-2	情報セキュリティ	●情報セキュリティ対策を行っている	□	・個人情報を適切に管理し、「プライバシーマーク」など関連認証を取得している。	●情報セキュリティ対策を行っている	情報セキュリティ対策の実施件数等		16.10	
			□	・情報システムへのセキュリティ対策を施している。	●情報セキュリティ対策を行っている	情報セキュリティ対策の実施件数等		16.10	
			□	・従業員・構成員への情報セキュリティに関する研修を行っている。	●情報セキュリティ対策を行っている	研修の受講者数・受講率、情報セキュリティに対する理解度等		4.4、16.10	
			□	・対策を行うための部署、担当を配置している。	●情報セキュリティ対策を行っている	セキュリティ不備の発生件数、改善率等		16.10	
KS-G-3	統治体制の構築	●統治体制を構築している。	□	・法令遵守の考え方が社内・団体内に十分浸透するよう、管理職・役員に研修している。	●統治体制を構築している。	研修の受講者数・受講率等		16.5、16.7、16.10	
			□	・法令遵守が確実に行われるよう、体制・仕組み・ルールが整備されている。	●統治体制を構築している。	法令違反件数、社員へのルールの浸透度等		16.5、16.7、16.10	
KS-G-4	企業・団体の社会的責任	●社会・環境に及ぼす影響に対し、責任を持って対応している。	□	・事業・活動がもたらすネガティブな影響を軽減するための具体的な取組を実施している（例：住民説明会などの実施、事業地域への社会貢献活動など）。	●社会・環境に及ぼす影響に対し、責任を持って対応している。	事業所周辺における地域とのコミュニケーション機会の数等		17.16、17.17	
			□	・非営利団体等への寄付活動を行っている。	●社会・環境に及ぼす影響に対し、責任を持って対応している。	寄付活動の実施回数等		17.16、17.17	
			□	・被災地の復興支援活動を実施している。	●社会・環境に及ぼす影響に対し、責任を持って対応している。	復興支援活動の実施回数等		11.3、17.17	
KS-G-5	事業継続と事業継承	●事業・活動の継続や事業・活動の継承に関する取組が進められている。	□	・事故や災害などの発生に伴う事業中断を想定したBCPを策定している。	●事業・活動の継続や事業・活動の継承に関する取組が進められている。	BCP計画の改定頻度等		1.5、11.5、13.1	
			□	・事業・活動の承継に関する検討が行われている。	●事業・活動の継続や事業・活動の継承に関する取組が進められている。	事業承継に関する施策の数等		8.3、9.2	

★ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ分野（KS-G-1 ～ KS-G-5）にﾁｪｯｸがありません。ゴールドパートナー認定の場合、４分野すべてにﾁｪｯｸが必要となります。

ID	分類	項目	取組の具体例				選択番号	関連するSDGsの目標・ターゲット	
			＊記載してある取組にチェック☑してください（あてはまるものすべて）。 一度チェックを外すと、上記の関連制度をチェックしても、自動で反映されない場合がありますので、取組の具体例欄のセルが青く表示された場合は、必要に応じて再度手動でチェックをお願いします。		3号用項目（項目）	3号用項目（指標例）			
KS-L-1	川崎市内における雇用促進	●市内における雇用を促進している。	□	・従業員・構成員の1/2以上が川崎市民である (非正規・パートを含む。)。	●市内における雇用を促進している。	市民の雇用比率等		8.3、8.5	
KS-L-2	川崎市内における事業者との取引の促進	●市内における事業者との取引を促進している。	□	・地域資源の積極的利用、地産地消、地産外商に取り組んでいる。	●市内における事業者との取引を促進している。	市内事業者からの調達率、市内事業者への発注率等		8.4、12.1、12.2	
KS-L-3	川崎市の施策・事業への協力	●市の施策・事業に協力している。	□	・川崎市における施策・事業に協力している。	●市の施策・事業に協力している。	市の施策・事業への協力数、施策への社員の理解の浸透度等		17.17	
KS-L-4	川崎市内の地域コミュニティへの配慮	●自治体と連携し、地域課題解決に向けた事業・活動を行っている。	□	・川崎市と連携し、災害時の協働やまちづくり、環境問題への対応、高齢者雇用の促進、子育て支援、働き方改革等に資する事業・活動を行っている。	●自治体と連携し、地域課題解決に向けた事業・活動を行っている。	市と連携して行う、地域課題の解決に資する事業の実施回数等		11、12.8、17.17	
		●地域社会とのコミュニケーション機会を設けている。	□	・地域住民や地域学生の職場・活動の見学や体験の受け入れ、近隣の学校への出張授業を実施している。	●地域社会とのコミュニケーション機会を設けている。	職場見学等の受け入れ人数、出張授業の実施回数等		4.7、12.8、17.17	
			□	・地域在住の外国人のための支援活動（言語対応、生活、雇用面のサポート）をしている。	●地域社会とのコミュニケーション機会を設けている。	支援活動の実施件数、支援人数等		10.2、17.17	
			□	・地域の防災・防犯・清掃活動や、高齢者等の見守り活動に参加している。	●地域社会とのコミュニケーション機会を設けている。	活動への参加数、関わった社員の数等		11.3、17.17	
			□	・地域のお祭り・行事等に参加している。	●地域社会とのコミュニケーション機会を設けている。	行事等への参加数、関わった社員の数等		11.4、17.17	
KS-L-5	製品・サービスを通じた地域問題の解決	●地域経済に資する製品・サービスを提供している。	□	・文化振興、産品販促、観光促進などに資する製品・サービスの提供や、文化芸術の振興や地域課題の解決に向けて活動する個人や組織を支援している。	●地域経済に資する製品・サービスを提供している。	地域経済に資する製品・サービスの提供数等		8.9、12.b、17.17	

★地域分野（KS-L-1 ～ KS-L-8）にチェックがありません。ゴールドパートナー認定の場合、４分野すべてにチェックが必要となります。
★第２号様式のチェック項目数がゴールドパートナー認定の水準に達していません。他にチェック項目がない場合、パートナー登録のみの審査となります。
★Ｋ列の選択番号が入力されていません。最大３つまで番号を入力し、様式３の必須項目に入力をお願いします。

自由記述（＊その他、独自のSDGsの取組があれば、こちらに御記入ください。）

（第3号様式）

「かわさきSDGsゴールドパートナー」認証申請書（目標設定シート）

提出日　　年　月　日
企業名・団体名
担当者氏名
担当者連絡先

私たちは、SDGsへの貢献に向けて、具体的に以下の取組を進めることを宣言します。

【記入要領】

・（様式第2号）自己チェックシートの「選択番号」欄に1～3の数字を入れ、重点的に取り組む項目を1つ以上、最大3つまで選んでください。
・選んだ取組項目について、下の表の太枠内をご記入ください。
・「2030年に向けた目標」は「指標例」を参考にご記入ください（定性的な目標も可）。
・「目標に対する進捗測定方法」も併せてご記入ください 。
・「進捗状況」については、新規登録時は記入不要です。定期的に進捗管理を行い、3年に1回状況をご記入ください。

選択番号	項目	取組	取組の具体的な内容	対応するSDGsゴール	対応するSDGsターゲット	指標例	2030年に向けた目標	目標に対する進捗測定方法	進捗状況 認証年月日：
1									
2									
3									

★第2号様式のチェック項目数がゴールドパートナー認定の水準に達していません。パートナー登録のみの審査となります。

第4号様式
No.

かわさきＳＤＧｓパートナー

登　録　証

事業者名称

登　録　日

年　　月　　日

貴社・貴団体を「かわさきＳＤＧｓパートナー」として登録します

川崎市長

第5号様式

No.

かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー

認　証　書

事業者名称

認　証　日

年　　月　　日

有効期限日

年　　月　　日

貴社・貴団体を「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」として認証します

川崎市長

（第６号様式）

提出日：　　年　月　日

「かわさきＳＤＧｓゴールドパートナー」認証
更新申請書

法人・団体名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

設問１	第１号様式「登録申請書」の申請内容に変更がありますか？ （※「変更あり」を選択した場合は、１号様式を再提出してください）	プルダウン選択
設問２	第２号様式「自己チェックシート」の申請内容に変更がありますか？ （※「変更あり」を選択した場合は、２号様式を再提出してください）	プルダウン選択
設問３	第３号様式「目標設定シート」の申請内容（進捗状況除く）に変更がありますか？ （※「変更あり」を選択した場合は、３号様式を再提出してください）	プルダウン選択
設問４	第３号様式「目標設定シート」の進捗状況を選択してください。 （※「③想定を下回る」を選択した場合は、設問５も回答してください）	プルダウン選択
設問５ （※設問４で「③想定を下回る」を選択した方のみ）	設問４で「③想定を下回る」を選択した方は、選択理由や改善方法等を入力してください。	自由入力

本様式の提出をもって川崎市ＳＤＧｓ登録・認証制度「かわさきＳＤＧｓパートナー」実施要綱第７条の規定を準用するものとみなします。

第7号様式

「かわさき SDGs パートナー」変更届出書

年　月　日

（宛先）川崎市長

企業・団体名
代表者役職・氏名

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」実施要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　登録・認証日　　年　月　日

2　変更日　　年　月　日

3　変更内容

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後

＜届出担当者＞
企業・団体名
担当者氏名
担当者連絡先

第8号様式

「かわさき SDGs パートナー」辞退届出書

年　月　日

（宛先）川崎市長

企業・団体名
代表者役職・氏名

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」実施要綱第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1　登録・認証日　　年　月　日

2　辞退日　　年　月　日

3　辞退理由

＜届出担当者＞
企業・団体名
担当者氏名
担当者連絡先

（第９号様式）

かわさきＳＤＧｓパートナー・ゴールドパートナー　登録・認証事業者一覧（50音順）　　●/●/●時点

管理No.	通しNo.	企業・団体名	登録（ﾊﾟｰﾄﾅｰ）	認証（ｺﾞｰﾙﾄﾞ）	業種	住所	最新有効期限